

根 拠 法 令 (適用期限)	■半島振興法 (R12. 3. 31)	■過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法 (R9. 3. 31)	■地域再生法 (R8. 3. 31)	■地域未来投資促進法 (R11. 3. 31)	■市独自
指 定 地 区	市内全域 (半島振興対策実施地域)	吾平町 輝北町 (過疎地域とみなされる地域)	地域活力向上地域 (用途地域指定区域、既存の工業団地、 その他企業立地が見込まれる地域)	市内全域 (促進区域)	市内全域
対 象 業 種	・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ※市内全域で生産された農 林水産物又は当該農林水 産物を原料若しくは材料 として製造、加工若しく は調理をしたものを店舗 において主に、市内全域 以外の者に販売すること を目的とする事業	・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ※市内全域で生産された農林水 産物又は当該農林水産物を原 料若しくは材料として製造、 加工若しくは調理をしたもの を店舗において主に、市内全 域以外の者に販売することを 目的とする事業	・業種は問わない。 ※特定業務施設（事務所・研 究所・研修所）の本社機能等 の整備（新增設・賃貸借・用 途変更）が行われていること。	・地域経済牽引事業 ①電子関連産業 ②自動車関連産業 ③食品関連産業 ④ヘルスケア産業 ⑤航空宇宙関連産業 ⑥ロボット関連産業 ⑦情報通信関連産業 ⑧環境・新エネルギー関連産業 ⑨観光関連産業 として承認を受けた事業の うち、先進性を有すると国の 確認を受けたもの	・左記の各法に基づ く対象業種 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業
設 備 等 の 取 得 額	資本金額	取得額	資本金額	取得額	大 企 業：3,800 万円以上 中小事業者等：1,900 万円以上
	1,000 万円以下	500 万円以上	5,000 万円以下	500 万円以上	
	5,000 万円以下	1,000 万円以上	1 億円以下	1,000 万円以上	
	5,000 万円超	2,000 万円以上	1 億円超	2,000 万円以上	
	※ただし、情報サービス業 等・農林水産物等販売業の 取得額は 500 万円以上 (資本金額要件なし)		※情報サービス業等・農林水産 物等販売業の取得額は 500 万円 以上(資本金額要件なし) ※資本金の規模が 5,000 万円超の法人は 新增設のみ		1 億円超 (農 林 漁 業 関 連 業 種 は 5,000 万円)
対 象 資 産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産
優 遇 内 容	全額免除 (不均一課税及び市独自の免除)	全額免除（課税免除）	全額免除 (不均一課税及び市独自の免除)	全額免除（課税免除）	全額免除（課税免除）
免 除 期 間	3 年間	3 年間	3 年間	3 年間	3 年間
そ の 他			事業者は県に「地域活力向 上地域特定業務施設整備 計画」を申請、認定を受け る必要がある。	事業者は県に「地域経済牽 引事業計画」を申請、承認 を受ける必要がある。	